

2025 年度入学生用
(令和 7 年度)

経済学研究科要覧

教育理念・履修要項



大阪公立大学大学院 経済学研究科

目次

I. 経済学研究科の教育目的・理念・目標	1
----------------------	---

II. 履修要項

1. 専攻の名称、修了時の学位、入学定員	2
2. 学年・学期・授業期間等	2
3. 授業時間	2
4. 授業科目の種類	3
5. 授業科目の単位、単位制	3
6. 履修課程と履修上の注意	4
7. 科目ナンバリングのルール	6
8. 履修登録	6
9. 成績評価・試験	7
10. 成績評語と GPA 制度	8
11. 既修得単位の認定（再入学の場合を除く）	9
12. 長期履修制度の利用について	9
13. 定期試験受験心得	9
14. 成績評価についての異議申立	10
15. 休講・欠席について	11
16. 他大学との単位互換制度	13
17. 前期終了時の修了	14
18. 学籍について	14
19. 修学上の配慮・支援について	15
20. 転研究科について	15
21. 博士前期課程：修士コースの履修方法と修了要件	15
22. 修士コース：「修了論文」について	15
23. 博士前期課程：博士コース（前期）の履修方法と修了要件	16
24. 博士コース（前期）：「修士論文」について	17
25. 博士前期課程2コースに共通する履修と研究指導について	18
26. 博士後期課程の履修方法と修了要件	19
27. 「後期研究指導1・2・3」について	19
28. 「博士論文」について	20
29. 単位修得退学について	21
付表1. 大学院経済学研究科・博士前期課程科目編成	28
付表2. 大学院経済学研究科・博士後期課程科目編成	30
参考図. カリキュラムマップ（博士前期課程・博士後期課程）	

I. 経済学研究科の教育目的・理念・目標

■教育目的

経済学の高度な専門分野の知識を備え、各分野における最先端の高度かつ独創的な研究に必要な分析能力を持ち、問題に対して解決案を提案できるエコノミスト、ならびに専門的知識を生かしながら国際的な経済活動の舞台で活躍することのできるエコノミストを養成する。

■教育理念

経済学は、現代社会が直面する諸課題に対して、創造的な政策提言を発していく使命を担う。そのため、経済学研究科は、諸課題への解決策を専門的研究によって提案する能力を身に付けるエコノミストを養成することで社会に貢献する。

■教育目標

学生が以下の能力を身に付けることを教育目標とする。

・研究のための基礎学力

経済学一般の基礎と専門分野における知見のもと、研究のための基礎学力を身に付ける。

・高度な分析能力

経済社会に関する様々な問題を論理的に深く分析することができる。

・独創的な発想力

社会経済の諸問題の解決に対して、高い倫理観のもと独創的な発想ができる。

・解決策提案能力

取り組む問題に対し、鋭い洞察力のもと、自らの意見や解決策を提示することができる。

・社会に貢献する能力

国内外の社会経済関係領域において、専門知識と主体的行動力を生かしながら活躍することができる。

II. 履修要項

1. 専攻の名称、修了時の学位、入学定員

課程・コース	専攻	学位	定員
博士前期課程： 修士コース	経済学	経済学（修士） Master of Economics	28名
博士前期課程： 博士コース（前期）			
博士後期課程	経済学	経済学（博士） Doctor of Economics	4名

2. 学年・学期・授業期間等

学 年：4月1日～翌年3月31日

学 期：前期：4月1日～9月23日

後期：9月24日～翌年3月31日

休業日：

- ① 日曜日および土曜日（授業調整日除く）
- ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日（祝日授業日を除く）
- ③ 春季休業3月20日から4月7日まで
- ④ 夏季休業8月10日から9月23日まで
- ⑤ 冬季休業12月24日から1月7日まで
- ⑥ その他学長が必要と認めた日

詳しい授業期間および試験期間等は、各年度当初に定められる「学事日程」によります。学事日程は、毎年度、本学Webサイトなどで確認してください。

ただし、担当教員が必要と認めたときは、その他の期間に授業や試験が行われることがあります。

3. 授業時間

時限	時間
1時限	9:00-10:30
2時限	10:45-12:15
3時限	13:15-14:45
4時限	15:00-16:30
5時限	16:45-18:15

4. 授業科目の種類

全研究科を対象とする「大学院共通教育科目」があります。

大学院共通教育科目では、全ての大学院生に対して、研究に関する倫理的基盤を培うことを目的に、博士前期課程では「研究公正 A」が、博士後期課程では「研究公正 B」が開設されています。それら科目は各研究科・専攻の教育方針に基づき原則として必修科目です。その他にも、社会や科学技術の変化の本質を見抜く洞察力、社会的課題に積極的にコミットする姿勢の涵養を目指す科目が開設されています。

また、研究科・専攻によって「専門科目」および「研究指導科目」が開設されています。それら科目の設定単位数については、大学院設置基準に示されている時間の範囲内で定めます。また、講義、演習、実験、実習または実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせと割合に応じて、先に設定した時間に基づき単位数を定めます。

○科目区分および開設部局

科目区分	開設部局
大学院共通教育科目	国際基幹教育機構
専門科目	各研究科
研究指導科目	

5. 授業科目の単位、単位制

授業科目の単位においては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して決定します。本研究科において開講する科目は次に掲げる基準により単位数を計算します。

※大学において1単位の修得には「45時間」の学修が必要であり、その際の「1時間」は実際の45分に相当します。すなわち、「2時間」は90分授業（1時限）に相当します。

授業の方法	授業時間	単位数
講義・演習	毎週2時間15週	2単位

研究指導に関しては、後掲22、24、27と論文作成スケジュールに関する表1、表2、表3を参照してください。

6. 履修課程と履修上の注意

(1) 大学院共通教育科目

全研究科の学生が履修可能な科目として、大学院共通教育科目が開講されています。大学院共通教育科目は、複雑かつ多様な課題が日々新たに出現する現代社会に対応できる能力の修得を目的としています。科目名や単位数、必修・選択・自由の区分、配当年次等については、「国際基幹教育機構開設科目要覧（大学院生用）」および本冊子に記載されています。

(2) 専門科目

専門科目においては、各研究科の専門科目に加えて、研究科等によっては共通科目を置き、それぞれの学問分野で共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の修得等を目指します。専門科目の科目名、単位数、配当年次および必修・選択・自由の区分は、標準履修課程表（後掲 参考図. カリキュラムマップ）を参照してください。

(3) 研究指導科目

修了要件に必要な研究の指導を受けるため研究指導科目があります。内容は指導教員によって異なります。

(4) 必修、選択および自由科目の区分

科目は必修、選択、自由科目の種類に区別され、各研究科・専攻の定める要件を満たして履修する必要があります。

- ・ 「必修科目」…当該専攻等の教育目的を達成するため、修了要件として修得を必要としている科目。
- ・ 「選択科目」…学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を修了要件に算入する科目。（選択必修科目を含む。）
- ・ 「自由科目」…履修できるが修了要件に算入しない科目。

(5) 遠隔授業について

一部授業は、授業支援システム(Moodle)等によりオンラインで行うことがあります。

(6) 集中講義について

週1回の授業ではなく、短期間で授業を行う集中講義を開講することがあります。集中講義の開講日については学生ポータル (UNIPA) により事前に周知します。集中講義の履修登録については、それぞれ前期・後期の履修登録期間中に登録してください。履修登録期間の時点で希望する集中講義の開講日が未定の場合でも、履修希望者は必ず登録してください。

(7) 履修に関する相談について

① オフィスアワー

各授業担当教員は、オフィスアワーを設定しています。これは、指定された曜日・時間には、原則、事前に予約なしでも学生が訪問し、履修に関することや授業中の疑問などを解決するための相談ができる時間のことです。大いに活用してください。

(具体的なオフィスアワーについては、シラバスを参照してください)

② 相談窓口について

履修にあたっては、授業科目の内容説明(「国際基幹教育機構開設科目要覧(大学院生用)」やシラバス)を参考にし、標準履修課程表を十分に参照するとともに、履修や進路に関し相談等がある場合は、経済学研究科教務担当または指導教員等に相談してください。

(8) 他の研究科等の授業科目の履修

研究科において必要と認める場合は、当該研究科の他の専攻の授業科目または他の研究科の授業科目を履修することができます。ただし、修了要件に含めることは出来ません。

さらに、研究科において必要と認める場合は、博士前期課程の学生が学士課程の授業科目を、博士後期課程の学生が学士課程または博士前期課程・修士課程の授業科目を履修することができます。なお、この場合、修得した単位を修了要件に含めることはできません。

また、履修できる科目については大阪公立大学 Web サイトに掲載されている「他研究科生が履修可能な科目一覧」を確認したうえで、履修登録を希望する場合は、履修登録期間中に経済学研究科教務担当まで申し出てください。

(9) 科目名称について

科目名称の末尾に数字あるいは英字等の表現がある場合は、以下のルールを表しています。

- ・ 「〇〇論 1、2～」

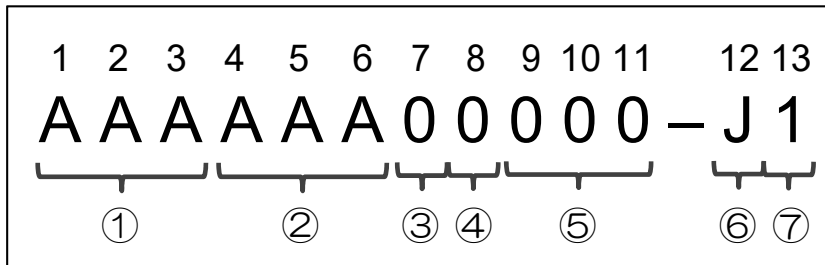
科目内容に順序性がある科目群について使用します。ただし、必ずしも 1 の履修が 2 の履修の前提条件になっているとは限りません。

- ・ 「〇〇論 A、B～」

科目内容に順序性がない科目群について使用します。

7. 科目ナンバリングのルール

科目ナンバリングは、教育課程の体系性を示すために、科目に記号と番号を組みあわせて付与することによって、科目の学問分野、カリキュラム内での位置づけを示す仕組みです。本学では、科目の属性に応じて、アルファベットと数字を組み合わせた13桁で構成された番号を、下記のとおり①開設部局・②学問分野・③科目レベル・④科目区分・⑤連番・⑥使用言語・⑦授業形態として各科目に付番しています。詳細は本学 Web サイトをご覧ください。



8. 履修登録

(1) 履修登録

① 学生ポータル (UNIPA) による履修登録

科目を履修するにあたっては、各学期はじめの定める期日まで（4月上旬・9月中旬）に学生ポータル (UNIPA) より履修登録をする必要があります。

履修を考えている科目は全て履修登録期間に登録してください。

② 登録上の諸注意

- ・ 標準履修課程表にある標準履修年次などによく注意して登録してください。試験で不合格となった科目の再履修は原則として次年度以降となりますが、一部の前期開講科目については、同一年度の後期に再履修できる場合があります。
- ・ 同一曜日時限に、2科目以上を重複して履修登録することができません。
- ・ 既に単位を修得した科目を再び履修することはできません。
- ・ 修了予定者が集中講義・単位互換科目等を履修する場合、開講日により修了判定の際の単位に含むことができない場合があるので、履修登録時に教務担当窓口にご相談してください。

③ 履修登録の確認

履修登録の締め切り後の履修登録確認日・抽選結果発表日に、学生ポータル (UNIPA) の「抽選希望登録対象一覧」画面および「学生時間割表」画面上にて抽選科目の抽選結果および履修登録内容の確認が可能になります。履修登録確認日・抽選結果発表日に登録内容を点検し、希望どおり正しく登録されているか確認してください。特に、エラーが出ている科目については、履修登録修正期間内に修正してください。

※ 履修登録について、詳しくは「履修登録の手引」を参照してください。

(2) シラバス

シラバスには、各研究科のカリキュラムにおける科目の位置付けや授業の方法、授業概要、到達目標、授業計画、成績評価の方法等が記載されています。履修登録にあたっては、授業時間割やシラバス等を確認し、自身の学習計画を立ててください。

9. 成績評価・試験

(1) 成績評価方法・単位の修得

履修科目の成績は、シラバスで授業科目ごとに示されている方法で各授業担当教員によって評価され、合格した科目に単位が与えられます。成績の評語については「10. 成績評語と GPA 制度」で記載します。成績は学生ポータル (UNIPA) で確認することができます (定められた期間を除く)。

(2) 定期試験

単位の認定は基本的に試験の成績によって行われますが、試験を行わず、レポートや平常の成績等によって単位認定が行われることもあります。試験を実施する場合は、原則として、授業期間終了後 (試験期間) に実施します。試験の時間割は学生ポータル (UNIPA) を確認してください。

(3) 追試験・再試験

試験を欠席した理由が以下の項目に該当する場合には、科目の開設部局 (各研究科または国際基幹教育機構) によっては追試験を行うことがあります。

- ① 学生が病気または負傷した場合
- ② 学生の親族が死亡した場合 (2 親等以内の親族または同居の親族に限る。)
- ③ 公共交通機関の遅延による場合
- ④ 学生が国家試験等を受験する場合
- ⑤ 学生が裁判員裁判へ参加する場合
- ⑥ その他やむを得ないものと認められた場合

追試験の受験を希望する者は、所定の期間内に信憑書類を添えて各科目の開設部局に願い出る必要があります。追試験の実施有無や受験方法等については科目の開設部局に問い合わせてください。

また、定期試験で不合格になった科目の再試験は一切実施しません。

10. 成績評語と GPA 制度

履修科目の成績は、下表の基準にもとづき評価され、発表は評語により行います。履修登録した各科目の成績に GP (Grade Point) を割り当てて、その平均を取ったものを GPA (Grade Point Average) といいます。学修の達成度を客観的に評価するための指標として学期ごとに算出され、修了するために必要な単位をただ修得するのではなく、学生が主体的にかつ充実した学習効果をあげることを目的としています。GPA は学期ごとに、以下の数式により算出されます。

$$\text{GPA} = \frac{\text{(当該期で得た科目の GP 値} \times \text{その科目の単位数) の合計}}{\text{*当該期に履修登録した総単位数}}$$

*GPA 対象科目のみ

評語	基準	100 点方式による素点等	GP
AA	授業目標を大きく上回って達成できている	100 点以下 90 点以上	4
A	授業目標を上回って達成できている	90 点未満 80 点以上	3
B	授業目標を達成できている	80 点未満 70 点以上	2
C	最低限の授業目標を達成できている	70 点未満 60 点以上	1
F	最低限の授業目標を達成できていない	60 点未満および成績評価基準にもとづく評価をしない科目で不合格となった科目	0
T (取消)		試験等での不正行為	0
N (認定)		単位認定された科目	対象外
P (合格)		成績評価基準にもとづく評価をしない科目で合格となった科目	対象外

GPA の対象となる科目は、原則として、履修登録した全ての科目です。ただし、修了の所要単位に算入されない科目、上表の「単位認定された科目」、「成績評価基準にもとづく評価をしない科目で合格となった科目」は GPA から除かれます。また、成績証明書には、発行した時点での通算 GPA が記載されます。

通算 GPA は、以下の数式により算出されます。

$$\text{通算 GPA} = \frac{\text{(各学期で得た科目の GP 値} \times \text{その単位数) の合計}}{\text{*各学期で履修登録した単位数の合計}}$$

*GPA 対象科目のみ

なお、履修登録の締め切り以降は、原則として変更はできません。ただし、以下に示す条件により履修を続けることが困難な場合、特別に履修中止を認める場合があります。

- ① 実際の授業の内容が公開されている『シラバス』と本質的に異なっている場合
- ② 授業についていけないだけの知識不足が発覚した場合

手続きの時期や方法など詳細については「履修登録の手引」を確認してください。

11. 既修得単位の認定（再入学の場合を除く）

本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む）において科目を履修し、修得した単位については、研究科の履修課程に照らして有益と認められる場合に限り、合計 10 単位を超えない範囲で本学において修得したものとして、本研究科の審議のもと認定されることがあります。該当者は、入学前までに経済学研究科教務担当へ申し出てください。また、他大学との単位互換制度により修得した単位数と合わせて 14 単位を超えることはできません。なお、この制度は、博士前期課程のみを対象とします。

12. 長期履修制度の利用について

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて計画的に履修し、教育課程を修了することにより、学位を取得することができる制度です。

長期履修を出願することができる者は、次のいずれかに該当する者としてします。

- ① 職業を有し、就業している者
- ② 育児、介護等の事情を有する者
- ③ その他、相当の理由があると当該課程の研究科長が認める者

事情が解消した場合には短縮を申し出ることもできます。

長期履修制度の詳細については、経済学研究科教務担当に確認してください。

13. 定期試験受験心得

- (1) 試験開始までに入室し、試験監督者の指示に従ってください。
- (2) あらかじめ履修登録した科目のみ、受験することができます。
- (3) 受験に際しては、必ず学生証を持参し、着席した机の上に置いてください。学生証を忘れた場合は、事前に経済学研究科教務担当窓口で仮受験票の交付を受けてください。これを怠った場合は、受験を許可しないことがあります。
- (4) 試験を開始して 30 分経過後の遅刻者は受験を許可されません。
- (5) 試験を開始して 30 分を経過しなければ退出は許されません。
- (6) 机には、持ち込みを許可されたもの（教科書、ノートなど）がある場合を除いて、学生証、筆記具以外を置いてはいけません。

- (7) 携帯電話などの電子機器は、特に許可された場合を除き、電源を切り、かばんの中に入れてください。また、音を発する物（たとえば時計のアラーム）などで、他人に迷惑をかけてはいけません。
- (8) 受験中、学生相互間の物品（筆記具を含む）の貸借は一切認められません。また私語をしてはいけません。
- (9) 配付された答案用紙には、所定の箇所に、学籍番号、氏名などを必ず記入してください。
- (10) 答案用紙は試験監督者から配付されたものを使用し、書き損じた答案用紙も全て提出してください。配付されたものは、許可されたもの以外は持ち帰ってはいけません。
- (11) 試験監督者が不正行為を認めた場合には、受験の停止、退室などを命ずることがあり、受験者はこれに従わなければいけません。
- (12) 対面試験と同様に遠隔試験についても一切の不正行為を禁じます。
- (13) レポート試験について、次の行為に対して不正行為とみなします。
 - ① 他者のレポートの一部または全部を書き写す行為
 - ② 他者にレポート作成を依頼する行為
 - ③ 他者に依頼されて本人の代わりにレポートを作成する行為
 - ④ レポートのデータや資料等を捏造または改ざんする行為
 - ⑤ その他、上記の不正行為に準ずる行為
- (14) 試験（遠隔試験、レポート試験も含む）で不正行為を行った学生に対しては、原則としてその試験実施日が属する学期に履修中の科目の成績を全て無効とします。
- (15) 不正行為を行った学生は、学則に基づいた懲戒処分（訓告、停学、退学）の対象になる事もあります。
- (16) いかなる試験においても自己または他人のために不正行為をしてはいけません。

14. 成績評価についての異議申立

学生は、その学期の成績評価について、次のような場合に異議を申し立てることができます。

- (1) 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの
- (2) シラバス等により周知している成績評価の方法に照らして、評価結果等について疑義があるもの

異議申立を行う場合は、学生ポータル（UNIPA）に掲載する申立期間内に、各科目の開設部局（各研究科教務担当または基幹教育担当）へ申し出てください。

なお、これは成績評価に納得がいかない者が、問い合わせ、また異議申立を行う制度ではないので、注意してください。

15. 休講・欠席について

(1) 気象条件の悪化、交通機関の運休等による授業の休講および定期試験の延期措置について

① 気象条件の悪化による授業の休講について

キャンパス所在地を含む地域に暴風（暴風雪）警報、または各種の特別警報が発令されているときは原則として当該キャンパスでの全ての授業を休講とします（定期試験を含みます）。ただし、別表のとおり警報解除の時刻により、全部または一部の授業を行います。

授業中または試験中に、キャンパス所在地を含む地域に暴風（暴風雪）警報、または各種の特別警報が発令されているときは、原則として、実施中の授業・試験についてはそのまま行い、その次の時限から当該キャンパスでの授業は休講とします。

また、学外実習などは、前記事項を踏まえ担当教員の指示により授業を行わないことがあります。（実習施設の所在地を含む地域に暴風（暴風雪）警報、または各種の特別警報が発令されたときは実習を行いません）

なお、気象条件の悪化による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

② 交通機関の運休による授業の休講について

次の交通機関のいずれかが運休（事故等による一時的な運行停止を除く）の授業は原則として休講とします（定期試験を含みます）。ただし、別表のとおり運行再開の時刻により、全部または一部の授業を行います。

また、交通機関の計画運休や運休見通し情報が発表された場合は、対象路線や運休期間等の発表内容に基づき、事前に休講とする場合があります。

なお、交通機関の運休による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

● 杉本キャンパス

- ・ JR 阪和線全線
- ・ JR 大阪環状線全線および Osaka Metro 御堂筋線全線が同時

● 森之宮キャンパス

- ・ JR 大阪環状線全線と Osaka Metro 全線が同時
- ・ JR 学研都市線全線と京阪本線全線が同時

③ 地震発生時の取扱い

キャンパス所在地を含む地域で震度 5 強以上の地震が観測された場合、該当するキャンパスでの当日の授業は休講とします。翌日以降は災害状況等を考慮の上、休講措置の有無を判断します。なお、地震が大阪府内当該地域以外で発生した場合または

震度 5 強未満の場合は、公共交通機関の運行状況に応じて対応することとします。

また、地震を起因とする自然災害等により、避難に関する情報が発表された場合についても状況により休講等の対応を行うことがあります。

(注意事項) ①～③による休講措置がないにもかかわらず、外的要因により登下校が困難になる場合の措置については、⑥を参照してください。また、上記にかかわらず、自らの身の安全を最優先に行動してください。

④ 遠隔授業（同時双方向型に限る）において授業支援システム（Moodle）が停止した場合の休講について

授業支援システムが停止した場合は同時双方向型の授業に限り、原則として休講とします（授業担当教員から履修者へ個別の連絡がある場合は除きます）。ただし、別表のとおり授業支援システムの復旧の時刻により、全部または一部の授業を行います。また、遠隔授業（オンデマンド型）については休講の措置を行いません。

(別表)

● 杉本、森之宮キャンパス

運行再開・警報解除 授業支援システムの復旧の時刻	休講となる授業	実施する授業
午前 7 時以前	-	全授業
午前 10 時以前	午前開始の授業	午後開始の授業
午前 10 時を過ぎても解除されない場合	全授業	-

⑤ その他注意事項

対面授業をオンライン中継する授業（ハイフレックス授業等）の取扱いについては、対面授業を行っているキャンパスの授業が休講される場合にも同様に休講とします。

上記に挙げる理由以外にも、自然災害等によりキャンパスを含む所在地に避難に関する情報の発表や、Jアラート（全国瞬時警報システム）が発令された場合、学生の安全確保のために休講措置をとる場合があります。

なお、午前 9 時以降における授業の実施については、上記の取扱いを原則としつつ、状況に即して教育推進本部長が例外の判断をする場合があります。その際には、学生ポータル（UNIPA）により周知します。

⑥ 登下校が困難な場合の救済措置

上記により休講措置をとらない場合であっても、学生の居住地または通学経路にある地域で、次のいずれかに該当する事態が発生したことにより学生が授業等に

出席できない場合（帰宅困難となる恐れがある場合含む）、後日、授業担当者に欠席届を提出し、配慮を申し出てください。

1. 居住地を含む地域における震度 5 強以上の地震が観測された場合
2. 居住地を含む地域における避難指示の発令
3. 居住地を含む地域における気象警報（暴風（暴風雪）警報、または特別警報）等の発表
4. その他災害等（居住地を含む地域または通学経路における上述の 3 事由に準ずる災害等）の発生
5. 通学経路上の交通機関の運休または大幅な遅延の発生

（2）授業欠席時の取扱いについて

授業を欠席する場合、欠席理由（病気、各種実習、介護等体験、クラブ活動、忌引等）の如何を問わず原則として「欠席届」を授業担当教員に提出してください。授業科目の成績評価等の配慮については、授業担当教員の裁量によります。「欠席届」は、学生ポータル（UNIPA）>学生 Navi>「授業・履修」からダウンロードできます。

また、「9. 成績評価・試験」の「（3）追試験・再試験」に示す理由によって定期試験を欠席する場合は追試験を行うことがありますので、各科目の開設部局（各研究科教務担当または基幹教育担当）に相談してください。

なお、以下の場合には特例として通常と対応が異なります。

- 学校感染症に指定されている感染症（季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）に罹患した場合、出席停止となり、速やかに大学に報告が必要となります。授業支援システム（Moodle）の「学校感染症罹患時報告」を確認し、報告してください。

- 裁判員制度に伴う裁判に出席する場合

裁判員制度により裁判員（候補者）に選出され、裁判所に出頭するために授業を欠席しなければならない場合は、「欠席届」に加えて、裁判所からの呼出状(写)等を授業担当教員に提出することで、成績評価等についての配慮の対象となります。配慮の内容については、授業担当教員の裁量によります。

16. 他大学との単位互換制度

教育上有益であると認められたときには、他の大学院等における授業科目の履修、研究指導の一部を受けることおよび外国の大学院への留学を認められることがあります。

その際に、他の大学院（外国の大学院を含みます）との協議等に基づき、本研究科教授会の承認を得て、当該大学院の科目を履修し単位を修得した場合は、10 単位まで修了に必要な単位として認められることがあります。また、入学前の既修得単位制度によ

り修得した単位数と合わせて 14 単位を超えることはできません。なお、この制度は、博士前期課程のみを対象とします。

17. 前期終了時の修了

博士前期課程において在学期間が 2 年以上、博士後期課程において在学期間が 3 年以上で、修了必要単位を修得した者は 3 月末だけでなく、9 月末にも学位の授与を申請することができます。

学位を申請する者は、所定の期日までに学位授与申請書と学位論文等を提出する必要があります。

博士前期課程修士コースは後掲 22. (6) を、博士コース (前期) は後掲 24. (7) を参照してください。

博士後期課程については、後掲 28. (3) を参照してください。

詳細については、経済学研究科教務担当に問い合わせてください。

18. 学籍について

(1) 休学

病気その他やむを得ない理由で引き続き 2 ヶ月以上修学できない場合は、「休学願」を提出することにより、休学が認められることがあります。なお、「休学願」の提出は休学を開始する日の前日 (前期からの休学の場合は 3 月 31 日、後期からの休学の場合は 9 月 23 日) までに行わなければなりません。休学については、書類の提出や教員面談が必要ですので、やむを得ない状況を除き、前期休学は 2 月末・後期休学は 8 月末までに経済学研究科教務担当へ相談してください。また、休学を延長する場合も、上記と同様の手続きをおこなう必要があります。

休学期間は、博士前期課程は通算して 2 年、博士後期課程は通算して 3 年を超えることができません。休学期間は在学年数に算入しません。

また、学年進行の時期は 4 月です。

(2) 復学

休学期間中にその事由が消滅した場合は、申し出て復学することができます。復学するためにはその学期の授業料を納入しなければなりません。

(3) 留学

留学を願い出る場合は、担当教員等による指導助言を受けた上で、留学を開始する日の前日までに「留学願」を提出しなければなりません。

(4) 退学

退学を希望する場合は、前期をもって退学する場合は前期末、後期をもって退学する場合は後期末までに「退学願」を提出しなければなりません。学期開始後に提出した場合は、その学期の授業料を納入しなければなりません。

博士後期課程単位修得退学については、後掲 29 を参照してください。

(5) 除籍

指定された期日までに授業料を納入しなかった場合、あるいは在学年限内に所定の単位を修得できなかった場合で「退学願」の提出のないとき等は除籍となります。

(6) 再入学

退学または除籍された者が、再入学を願い出た場合は、教授会の選考を経て許可されることがあります。ただし、再入学の願い出は、退学または除籍の日から2年以内に限ります。

19. 修学上の配慮・支援について

疾病・障がいおよび社会的障壁を有する学生で個別具体的な修学上の配慮・支援を必要とする場合は、アクセシビリティセンターまたは経済学研究科教務担当に申し出てください。

20. 転研究科について

本研究科から他研究科への転研究科、または、他研究科から本研究科への転研究科は、両方の教授会の議を経て、学長が、認めることがあります。詳細については、経済学研究科教務担当に問い合わせてください。

21. 博士前期課程：修士コースの履修方法と修了要件

(1) 修士コースにおいて経済学（修士）の学位を得ようとする学生は、経済学研究科博士前期課程に2年以上在学し、本研究科授業科目から合計31単位以上を修得し、「修了論文」の審査に合格する必要があります。

(2) 修士コースの学生は、大学院共通教育科目「研究公正A」の必修1単位、専門科目については、必修科目から「修了論文指導」6単位、「基礎科目」から8単位以上、「応用科目」から12単位以上、計31単位以上の修得が必要です。

(3) 1年次と2年次において、「応用科目」をバランスよく、かつ体系的に履修します。「基礎科目」と「応用科目」の履修により、確かな基礎のもと、その具体的応用を学びます。

22. 修士コース：「修了論文」について

(1) 修士コースの学生が執筆する「修了論文」の内容は、ディプロマ・ポリシーで述べる以下2点が要求されます。

・一般ならびに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って専門分野を研究し、高い研究能力をもって作成されていること。

・当該専門分野にかかわる論理性、一貫性、明確性、実証性を持つこと。

(2) 本コースを選択した学生は、第1年次において学生と教員の間で指導教員に関するマッチングを行います。第2年次前期から指導教員の行う「修了論

文指導」を履修し、「修了論文」を提出します。

本コースの標準的な指導計画は、図1と表1の通りです。指導教員は、学生の研究指導を行うにあたり、第2年次初めに、学生の1年間の研究計画についての打合せを学生と行った上で、研究指導を行います。指導教員による学生ごとの研究指導計画の詳細は、学生の研究計画を確認したもと、学生と助言教員に示されます。

(3) 「修了論文」を提出しようとする学生は、第2年次の「修了論文指導」の履修の際に「修了論文作成研究計画書」を提出する必要があります。そして、論文作成における助言教員1名を、指導教員と相談の上、決定します。

(4) 「修了論文指導」の履修者は、指導教員および助言教員1名に対し、その研究経過を資料に基づいて報告し、指導を受けます。助言教員の応用科目の履修などを通して、助言教員から指導を受けることが望ましいです。

(5) 「修了論文」の様式に関する詳細は、「大阪公立大学大学院経済学研究科内規 学位論文について」（以下、「経済学研究科内規（学位論文）」）を参照してください。

(6) 「修了論文」の提出はWebで行い、提出期限は、1月15日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）とします。また、「学位授与申請書」、「経済学研究科修士学位論文公開にかかる承諾書」を提出します。

ただし、期限内に提出できなかった者で翌年度9月修了を希望する者は、翌年度の6月15日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）までに論文を提出することができます。

(7) 「修了論文」の審査は、「大阪公立大学学位規程」、「大阪公立大学大学院経済学研究科規程」及び「経済学研究科内規（学位論文）」に定めるところによります。

(8) 「修了論文」の審査委員は、主査1名と副査2名（計3名）の専任教員からなり、論文審査を行います。ならびに、研究内容に関する理解を確認するための質疑応答を筆記（レポート）試験により行います。審査の透明性と公平性を担保するため、主査は指導教員とは異なる教員が対象となります。審査委員の割り当ては、大学院教務委員が行います。そして、教授会において審査結果が報告され、上記(7)に基づき、修士号授与の可否に関する判定が行われます(図1参照)。

(9) 学位が授与された場合、提出された学位論文は研究科内に対して公開されます。また、執筆者の承諾のもと、閲覧希望者に対して公開されます。

23. 博士前期課程：博士コース（前期）の履修方法と修了要件

(1) 博士コース（前期）において経済学（修士）の学位を得ようとする学生は、経済学研究科博士前期課程に2年以上在学し、本研究科授業科目から合計31単位以上を修得し、「修士論文」の審査および口頭試問に合格する必要があります。

(2) 「博士コース（前期）」の学生は、大学院共通教育科目「研究公正A」の必修1単位、必修科目から「前期研究指導1」4単位・「前期研究指導2」6単位の計10単位、「基礎科目」から6単位以上、「応用科目」から12単位以上、計31単位以上の修得が必要です。

(3) 1・2年次において、「応用科目」をバランスよく、かつ体系的に履修します。以上の「基礎科目」と「応用科目」の履修により、確かな基礎のもと、その具体的応用を学びます。

(4) 「博士コース（前期）」の学生は、2年間にわたり、「前期研究指導1・2」のもと、第1年次から論文執筆の意識を持ち、「修士論文」を作成します。

24. 博士コース（前期）：「修士論文」について

(1) 博士コース（前期）の学生が執筆する「修士論文」の内容は、ディプロマ・ポリシーで述べる以下2点が要求されます。

・一般ならびに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って専門分野を研究し、高い研究能力をもって作成されていること。

・当該専門分野にかかわる論理性、一貫性、明確性、実証性を持つこと。

(2) 「修士論文」を提出しようとする学生は、前掲23（2）に定める必要単位数を修得し、原則として同一指導教員による「前期研究指導1」および「前期研究指導2」（計2年間）で研究指導を受けていなければなりません。

本コースの標準的な指導計画は、図2と表2の通りです。この入学時に明示する指導計画に基づき、指導教員は、第1年次から学生の研究指導を行うにあたり、毎年度初めに、学生の1年間の研究計画についての打合せを学生と行った上で、研究指導を行います。指導教員による学生ごとの研究指導計画の詳細は、学生の研究計画を確認したもと、学生と助言教員に示されます。

(3) 「修士論文」を提出しようとする学生は、第1年次の「前期研究指導1」の履修の際に「修士論文作成研究計画書」を提出する必要があります。そして、「修士論文」作成における助言教員2名を、指導教員と相談の上、決定します。

(4) 「前期研究指導1」では「研究経過報告書」を提出する必要があります。提出はWebで行い、提出期限は2月5日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）とします。様式の詳細は、「経済学研究科内規（学位論文）」を参照してください。

(5) 「前期研究指導2」の履修者は、指導教員および助言教員2名に対し、研究経過を資料に基づいて報告し、指導を受けます。助言教員の応用科目の履修などを通して、助言教員から指導を受けることが望ましいです。

(6) 「修士論文」の様式に関する詳細は、「経済学研究科内規（学位論文）」を参照してください。

(7) 「修士論文」の提出はWebで行い、提出期限は、1月15日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）とします。また、「学位授与申請書」、「経済学研究科修士学位論文公開にかかる承諾書」を提出します。

ただし、期限内に提出できなかつた者で翌年度9月修了を希望する者は、翌年度の6月15日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）までに論文を提出することができます。

(8) 「修士論文」の審査は、「大阪公立大学学位規程」、「大阪公立大学大学院経済学研究科規程」及び「経済学研究科内規（学位論文）」に定めるところによります。

(9) 「修士論文」の審査委員は、主査1名と副査2名（計3名）の専任教員からなります。審査委員が論文を精読し、口頭試問を行います。口頭試問においては、学生による論文発表のもと、審査委員が専門分野や研究内容に関する質問を行い、的確に答えているか審査します。審査の透明性と公平性を担保するため、主査は指導教員とは異なる教員が対象となります。審査委員の割り当てに関しては、大学院教務委員が行います。そして、教授会において、審査結果が報告され、上記（8）に基づき、修士号授与の可否に関する判定が行われます。

(10) 学位が授与された場合、提出された学位論文は研究科内に対して公開されます。また、執筆者の承諾のもと、閲覧希望者に対して公開されます。

25. 博士前期課程2コースに共通する履修と研究指導について

(1) 本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む）において科目を履修し、修得した単位については、前掲11. 既修得単位の認定を参照してください。

(2) 他の大学院等の履修における単位については、前掲16. 他大学との単位互換制度を参照してください。

(3) 社会人特別選抜の学生は、本研究科教授会の承認を得て、経済学部開講科目（演習科目を除く）を履修することができます。ただし、修得した単位は課程修了に必要な単位に充当することはできません。

(4) 大学院共通教育科目の履修に関しては、前掲6.(1)を参照してください。ただし、必修科目「研究公正A」を除き、修了要件に含めることは出来ません。

(5) 職業を有している等の事情により、標準修業年限での教育課程の履修が困難な学生は、前掲12. 長期履修制度の適用が可能です。学生による申請のもと、教授会の承認を経て適用されます。

(6) 研究指導期間中に指導教員や助言教員の変更が然るべき理由により必要な場合、大学院教務委員との相談のもと、教授会の審議を経て承認されます。

(7) 必修科目「研究公正A」と定期的に行われる本学の倫理講習の受講によ

り、研究不正（捏造、改ざん、盗用を含む）が起こることがないようにします。質問紙や面接等を用いた調査に対してはその計画の公正さを、研究科長を委員長として複数の教員からなる研究倫理審査委員会が審査をし、当該調査の可否を決定します。

26. 博士後期課程の履修方法と修了要件

(1) 経済学（博士）の学位を得ようとする学生は、経済学研究科博士後期課程に3年以上在学し、本研究科授業科目から17単位以上を修得し、「博士論文」の審査及び口頭試問に合格する必要があります。

(2) 大学院共通教育科目「研究公正B」の必修1単位、専門科目については必修科目から「後期研究指導1」、「後期研究指導2」、「後期研究指導3」の計12単位、「応用科目」から4単位以上の、計17単位以上を修得します。

(3) 「後期研究指導1」（第1年次履修）、「後期研究指導2」（第2年次履修）、「後期研究指導3」（第3年次履修）は通年開講科目で各4単位です。「博士論文」を提出するためには、原則として3年間にわたり同一教員の「後期研究指導1・2・3」を連続して履修する必要があります。

標準的な指導計画は、図3と表3の通りです。入学時に明示する指導計画に基づき、指導教員は、第1年次から学生の研究指導を行うにあたり、毎年度初めに、学生の1年間の研究計画についての打合せを学生と行った上で、研究指導を行います。指導教員による学生ごとの研究指導計画の詳細は、学生の研究計画を確認したもと、学生と助言教員に示されます。

(4) 入学願書提出時に研究テーマに応じて、希望する教員に相談し合意のもと、指導教員を決定します。原則、教授が指導教員となります。研究テーマにより、該当する教授がない場合には、准教授も可能です。指導教員は、第1年次から指導にあたります。在学中に指導教員や助言教員の変更が然るべき理由により必要な場合、大学院教務委員との相談のもと、教授会の審議を経て承認されます。

(5) 試験の成績または学習の評価については、前掲9.成績評価・試験、10.成績評語とGPA制度のとおりです。

(6) 大学院共通教育科目の履修に関しては、前掲6.(1)を参照してください。ただし、必修科目「研究公正B」を除き、修了要件に含めることは出来ません。

(7) 職業を有している等の事情により、標準修業年限での教育課程の履修が困難な学生は、前掲12.長期履修制度の適用が可能です。学生による申請のもと、教授会の承認を経て適用されます。

27. 「後期研究指導1・2・3」について

(1) 第1年次に履修する「後期研究指導1」では、指導教員と相談の上、4月

までに博士論文のテーマと論文作成のための3年間の「研究計画（第1次案）」を作成し報告します。そして、論文作成のための助言教員2名を決定します。

学年末には、「研究経過報告書」を提出します。様式に関する詳細は、「経済学研究科内規（学位論文）」を参照してください。提出はWebで行い、提出期限は、2月5日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）とします。

（2）第2年次に履修する「後期研究指導2」では、4月に「研究計画（第2次案）」を報告し、学年末に「研究経過報告書」を提出します。様式は、「経済学研究科内規（学位論文）」を参照してください。提出はWebで行い、提出期限は、2月5日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）とします。

（3）第3年次に履修する「後期研究指導3」では、4月に「研究計画（第3次案）」を報告します。指導教員と助言教員2名の指導・助言のもと博士論文を作成します。「博士論文」を提出しない場合は、「研究経過報告書」を提出する必要があります。提出はWebで行い、提出期限は、2月5日正午（当日、業務が行われない場合は、次の業務日）とします。

28. 「博士論文」について

（1）「博士論文」の内容に関して、ディプロマ・ポリシーで述べる以下2点が要求されます。

- ・専門分野について高度な研究能力とその基礎となる豊かな学識のもとで作成された論文であること。

- ・当該専門分野にかかわる論理性、一貫性、明確性、実証性、独創性を持つこと。

（2）「博士論文」を提出しようとする学生は、前掲26（2）に定める必要単位数を修得し（修得見込みを含む）、原則として同一指導教員による「後期研究指導1・2・3」を3年間にわたって受ける必要があります。

（3）上記（2）のもと、学生は、教員の研究指導を受けて、所定の様式により日本語または英語による博士論文の題目および論文構成を記載した論文目録を学位授与申請願、履歴書（業績リストも含む）とともに、大学院教務担当をとおして研究科長に提出する必要があります。

3月修了の場合は、原則、その年度の7月末までを提出期限とします。9月修了の場合は、前年度の1月末までとします。提出期限を過ぎた場合の提出に関しては、「経済学研究科内規（学位論文）」を参照してください。

（4）上記（3）の提出においては、査読付き雑誌論文1本以上の採択の見込みが必要です。その採択が確実になり、公聴会の目途がついたもと、指導教員は大学院教務委員へ、「博士論文」審査の審査委員会の発足を申請します。

（5）学位授与申請書、博士論文の草稿とその要旨を、期日（3月修了の場合は、原則、その年度の9月末まで、9月修了の場合は、前年度の3月末まで）までに提出する必要があります。そのもと大学院教務委員による提案により、

審査委員会の発足が教授会で審議されます。

(6) 博士論文の最終稿とその要旨を、原則として公聴会の2ヶ月前までに提出する必要があります。上記(4)、(5)と合わせて、スケジュールを含む詳細は、「経済学研究科内規(学位論文)」を参照してください。

(7) 「博士論文」の審査は、「大阪公立大学学位規程」、「大阪公立大学大学院経済学研究科規程」及び「経済学研究科内規(学位論文)」に定めるところによります。

(8) 「博士論文」の審査委員会は、主査1名と副査2名が教授会により決定されます。透明性と公平性を担保するため、主査は指導教員とは異なる教員が対象となります。審査委員会による「博士論文」の審査、並びに、公聴会において口頭試問を行います。公聴会では、審査委員3名の出席が必要です。学生による「博士論文」の発表をもとに、審査委員は、研究内容と専門分野に関する質問を行い、研究への理解を問います。

そして、教授会において、審査委員会から、論文審査と公聴会の結果が詳細に報告され、上記(7)に基づく博士号授与の可否に関する判定が行われます。

(9) 3月修了の場合、その年度の1月教授会までに公聴会を行う必要があります。9月修了の場合、その年度の7月教授会までとなります。

(10) 博士号授与が決定されたもと、1年以内に下記①または②の方法で博士論文を公表する必要があります。ただし、②については、申立書を学長に提出し、それが認められた場合のみ可能です。

① 学位論文全文(データ)

② 学位論文の要約(データ)、製本2部

(11) 必修科目「研究公正B」と定期的に行われる倫理講習の受講により、研究不正(捏造、改ざん、盗用を含む)が起こることがないようにします。質問紙や面接等を用いた調査に対してはその計画の公正さを、研究科長を委員長として複数の教員からなる研究倫理審査委員会が審査をし、当該調査の可否を決定します。

29. 単位修得退学について

26. (1), (2), (3)に記載された修了要件を満たし、博士論文を提出していない学生は、単位修得退学が可能です。以下2つのいずれかの方法により申請することが可能です。

(1) 単位修得退学を希望する学生で、退学後1年以内に、論文を提出し学位審査を受ける見込みのある学生は、指導教員の助言を得た上で、「退学願」と合わせて「単位修得退学に伴う学位授与申請資格認定願」を提出することができます。

単位修得退学に伴う学位授与申請資格を認定された学生が、博士論文を提出し学位審

査を受ける場合、課程博士としての審査と学位授与となります。

ただし、学位審査期間が退学後1年を超過する場合は、論文博士としての審査と学位授与となります。

(2) 上記(1)に該当しない学生は、「退学願」のみ提出できます。博士論文を提出し学位審査を受ける場合、退学後の年数に関わらず、論文博士としての審査と学位授与となります。

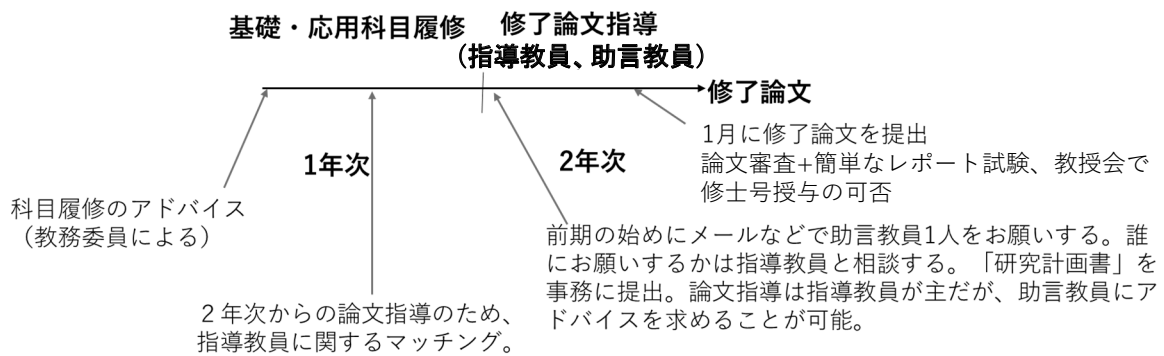


図1. 博士前期課程修士コースのスケジュール

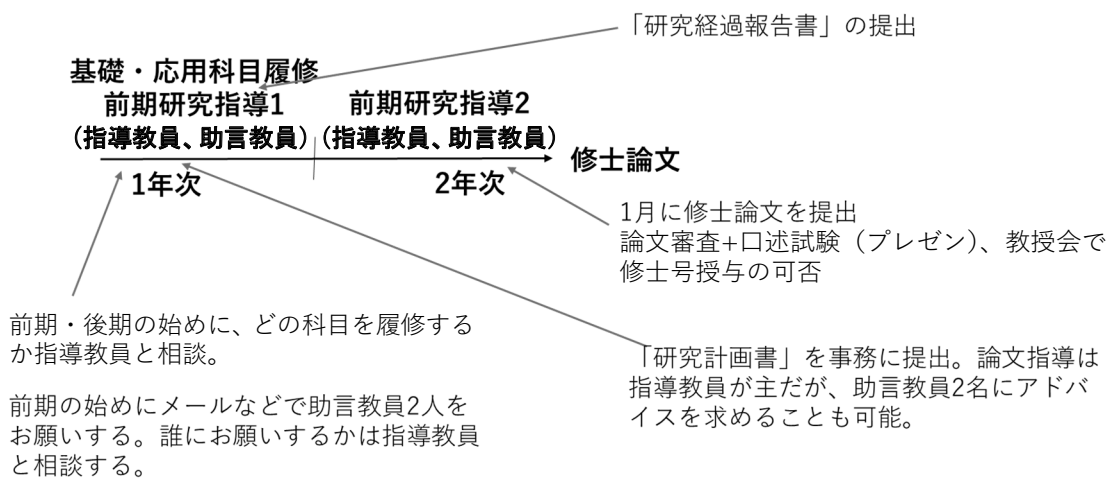


図2. 博士前期課程博士コース(前期)のスケジュール

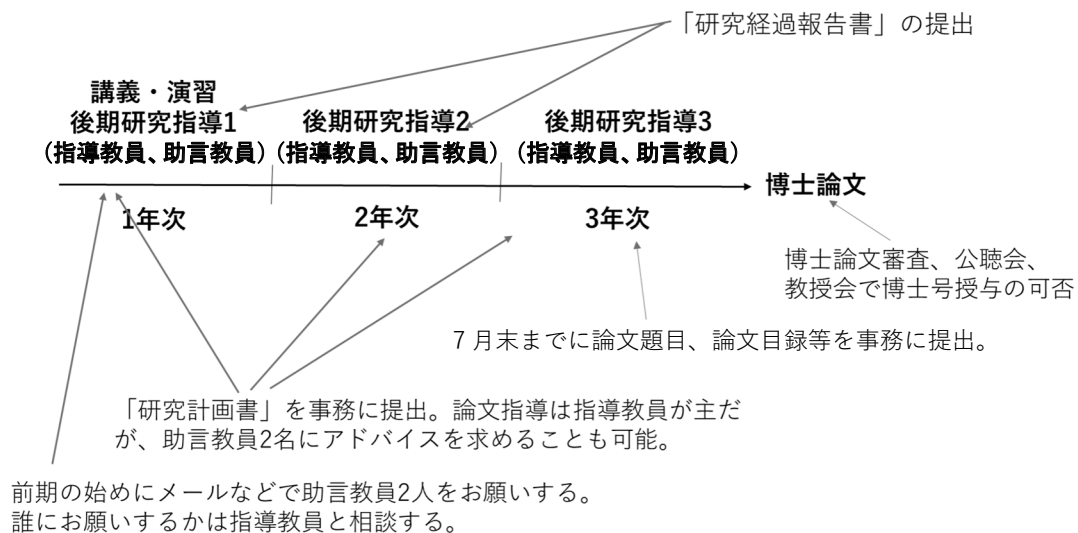


図3. 博士後期課程のスケジュール

表 1. 講義履修・修了論文作成の標準スケジュール（標準指導計画）：修士コース

年 次	学 生	教員・研究科
第 1 年次 4 月	必要な科目履修（必修科目、基礎科目、 応用科目）	カリキュラムオリエンテーションでの 説明
同月以降	科目履修	
指導教員決定のためのマッチング（学生の希望や教員の受け入れ条件に基づく。 具体的方法とスケジュールに関しては、別資料となる。）		
第 2 年次 4 月	必要に応じて科目履修 「修了論文指導」の履修 助言教員 1 名の希望	指導教員による指導開始
同 月	「修了論文作成研究計画書」を提出	指導教員・助言教員による計画書の チェック
同月以降	① 当該分野の研究の読み込み ② 研究資料・データの収集 ③ 当該テーマにおける分析 ④ 修了論文の草稿の作成	学生ごとの「研究指導計画書」の提出 指導教員と助言教員による研究指導・ 助言、学生からのフィードバックのも とさらなる助言
12 月	修了論文の草稿を指導教員・助言教員 に提出	指導教員と助言教員による研究指導・ 助言、学生からのフィードバックのも とさらなる助言
1 月	修了論文の完成稿を提出・審査委員に よるレポート試験	主査 1 名・副査 2 名による審査（主査 は指導教員以外、准教授は 1 名のみ） 指導教員による「研究指導報告書」の 提出
2 月		「修了論文指導」の単位認定
3 月	経済学（修士）を取得	学位授与

表2. 講義履修・修士論文作成の標準スケジュール(標準指導計画):博士コース(前期)

年次	学 生	教員・研究科
第1年次 4月	必要な講義履修(必修科目、基礎科目、応用科目)	指導教員による講義履修への助言
同月	「前期研究指導1」の履修 「修士論文作成研究計画書」を提出 助言教員2名の希望	指導教員と助言教員2名がつく 指導教員・助言教員による計画書の チェック 学生ごとの「研究指導計画書」の提出
同月以降	① 当該分野の研究の把握 ② 研究手法の学修 ③ 具体的研究テーマの選択 ④ 研究資料・データの収集	指導教員・助言教員による指導・助 言、学生からのフィードバックのもと さらなる助言
2月	「研究経過報告書」の提出	指導教員・助言教員によるチェック 「前期研究指導1」の単位認定
第2年次 4月	必要に応じて講義履修 「前期研究指導2」の履修	指導教員と助言教員2名の確認 (原則同じ) 指導教員は、必要に応じて、研究指導 計画の見直しを行い、学生と助言教員 に示す。指導計画に変更がある場合、 修正版を教務担当に提出する。
同月以降	① 当該分野の先端的研究の読み込み ② 研究資料・データの収集 ③ 当該テーマの分析 ④ 修士論文の作成	指導教員・助言教員による研究指導・ 助言、学生からのフィードバックのも とさらなる助言
12月	修士論文の草稿を指導教員・助言教員 に提出	指導教員・助言教員による指導・助 言、学生からのフィードバックのもと さらなる助言
1月	修士論文の完成稿を提出・口述試験	主査1名・副査2名による審査(主査 は指導教員以外、准教授は1名のみ)
2月		指導教員による「研究指導報告書」の 提出 「前期研究指導2」の単位認定
3月	経済学(修士)を取得	学位授与

表 3. 講義履修・博士論文作成の標準スケジュール（標準指導計画）

年次	学 生	教員・研究科
第 1 年次 4 月	必要な講義履修 (必修科目、応用科目)	指導教員による講義履修への助言 指導教員と助言教員 2 名がつく
同 月	「後期研究指導 1」の履修 「研究計画書（第 1 次案）」を提出 助言教員 2 名の希望	指導教員・助言教員による計画書の チェック 学生ごとの「研究指導計画書」の提出 指導教員・助言教員による研究指導・ 助言、学生からのフィードバックのも とさらなる助言
同月以降	① 当該分野の先端的研究の読み込み ② 研究資料・データの収集 ③ 研究テーマの部分的分析 ④ 博士論文の部分草稿作成	
2 月	「研究経過報告書」の提出	指導教員と助言教員によるチェック 「後期研究指導 2」の単位認定
第 2 年次 4 月	「後期研究指導 2」の履修 「研究計画書（第 2 次案）」を提出	指導教員・助言教員によるチェック 指導教員は、必要に応じて、研究指導 計画の見直しを行い、学生と助言教員 に示す。指導計画に変更がある場合、 修正版を教務担当に提出する。
同月以降	① 当該分野の先端的研究の読み込み ② 研究資料・データの収集 ③ 研究テーマの部分的分析 ④ 博士論文の部分的作成	指導教員・助言教員による研究指導・ 助言、学生からのフィードバックのも とさらなる助言
本年次前半	査読付き雑誌への投稿論文の作成と 投稿	指導教員・助言教員による研究指導・ 助言、学生からのフィードバックのも とさらなる助言
本年次後半	レフリーのコメントにしたがって論文 を改訂する。同時に、2 本目の論文の 作成にとりかかる。	
2 月	「研究経過報告書」の提出	指導教員・助言教員によるチェック 「後期研究指導 2」の単位認定
3 月	博士論文の題目・論文構成	指導教員・助言教員によるチェック

第3年次4月	「後期研究指導3」の履修 「研究計画書（第3次案）」を提出	指導教員・助言教員によるチェック 指導教員は、必要に応じて、研究指導計画の見直しを行い、学生と助言教員に示す。指導計画に変更がある場合、修正版を教務担当に提出する。
5月	学位授与申請願、博士論文の題目と構成の提出	指導教員・助言教員による研究指導・助言、学生からのフィードバックのもとさらなる助言
7月	（以降、博士論文として必要な複数の論文を仕上げる） 論文の採択のもと、審査委員会の発足と公聴会に向け、作成した複数の論文をまとめる。	
9月	博士論文の体裁を整えたもと、学位授与申請書、論文草稿を提出	
10月	博士論文の最終稿を審査委員会へ提出 （原則として、公聴会の2ヶ月前までに）	学位論文申請に基づき主査1名・副査2名からなる審査委員会の発足（主査は指導教員以外、准教授は1名のみ）
同月以降	主査・副査のコメントに基づく博士論文の改訂 公聴会での発表準備	指導教員・助言教員による研究指導・助言、学生からのフィードバックのもとさらなる助言
12月	公聴会での発表（口述試験を含む）	審査委員会による学位論文審査 公聴会と口述試験を行う
1月		教授会で審査委員会の報告のもと審議
2月		指導教員による「研究指導報告書」の提出 「後期研究指導3」の単位認定
3月	経済学（博士）を取得	学位授与

付表 1. 大学院経済学研究科・博士前期課程科目編成

I 基礎科目（各科目全て2単位）

科目名
基礎研究A：マクロ経済分析1
基礎研究A：マクロ経済分析2
基礎研究B：ミクロ経済分析1
基礎研究B：ミクロ経済分析2
基礎研究C：政治経済分析
基礎研究D：計量分析1
基礎研究D：計量分析2
基礎研究E：経済史・経済思想分析
基礎研究F：経済学のための数学
基礎研究G：地域研究
基礎研究H：Issues in Economics A
基礎研究I：Issues in Economics B
基礎研究J：Issues in Global Economy

II 応用科目（各科目全て2単位）

科目名
ワークショップA
ワークショップB
近代経済理論
マクロ経済学A
マクロ経済学C
経済変動論
経済動学
ミクロ経済学A
ミクロ経済学B
ゲーム理論
実験経済学
複雑系経済学
計量経済学
統計理論
政治経済思想
社会思想史
現代資本主義論
経済学史
社会政策論
アジア経済史
西洋経済史
近代日本社会史
日本経済史
産業政策論

福祉経済論
計量経済学実習
労働経済
流通経済論
金融経済論
時系列分析
産業経済論
日本経済論
空間経済学
財政学
財政政策論
地方財政論
公共政策論
外国人労働者論
東南アジア経済論
開発経済学
国際協力論
国際経済論
国際貿易論
国際金融論
世界経済論

Ⅲ 必修科目

a 修士コース

科目名	配当年次	単位数
修了論文指導	2年次	6

「修了論文指導」をもとに「修了論文」を作成します。2年次において、「修了論文指導」とともに「修了論文」も忘れずに履修登録してください。

b 博士コース（前期）

科目名	配当年次	単位数
前期研究指導1	1年次	4
前期研究指導2	2年次	6

「前期研究指導1」と「前期研究指導2」をもとに、「修士論文」を作成します。2年次において、「前期研究指導2」とともに「修士論文」も忘れずに履修登録してください。

付表 2. 大学院経済学研究科・博士後期課程科目編成

I 応用科目（各科目全て2単位）

科 目 名
ワークショップ研究A（発展）
ワークショップ研究B（発展）
近代経済理論研究
マクロ経済学研究A
マクロ経済学研究C
経済変動論研究
経済動学研究
ミクロ経済学研究A
ミクロ経済学研究B
ゲーム理論研究
実験経済学研究
複雑系経済学研究
計量経済学研究
統計理論研究
政治経済思想研究
社会思想史研究
現代資本主義論研究
経済学史研究
社会政策論研究
アジア経済史研究
西洋経済史研究
近代日本社会史研究
日本経済史研究
産業政策論研究
福祉経済論研究
計量経済学実習研究
労働経済研究
流通経済論研究
金融経済論研究
時系列分析研究
産業経済論研究
日本経済論研究
空間経済学研究
財政学研究
財政政策論研究
地方財政論研究
公共政策論研究
外国人労働者論研究
東南アジア経済論研究
開発経済学研究


国際協力論研究
国際経済論研究
国際貿易論研究
国際金融論研究
世界経済論研究

II 必修科目

科目名	配当年次	単位数
後期研究指導 1	1年次	4
後期研究指導 2	2年次	4
後期研究指導 3	3年次	4

「後期研究指導1」、「後期研究指導2」、「後期研究指導3」をもとに、「博士論文」を作成します。3年次において、「後期研究指導3」とともに「博士論文」も忘れずに履修登録してください。

カリキュラムマップ (博士前期課程)

教育課程			
1年		2年	
前期	後期	前期	後期
研究公正 A			
基礎科目			
基礎研究A：マクロ経済分析 1	基礎研究A：マクロ経済分析 2		
基礎研究B：ミクロ経済分析 1	基礎研究D：計量分析 2		
基礎研究B：ミクロ経済分析 2	基礎研究E：経済史・経済思想分析		
基礎研究C：政治経済分析	基礎研究G：地域研究		
基礎研究D：計量分析 1	基礎研究I：Issues in Economics B		
基礎研究F：経済学のための数学	基礎研究J：Issues in Global Economy		
基礎研究H：Issues in Economics A			
応用科目			
ワークショップ A	社会思想史	産業経済論	
ワークショップ B	現代資本主義論	日本経済論	
近代経済理論	経済学史	空間経済学	
マクロ経済学 A	社会政策論	財政学	
マクロ経済学 C	アジア経済史	財政政策論	
経済変動論	西洋経済史	地方財政論	
経済動学	近代日本社会史	公共政策論	
ミクロ経済学 A	日本経済史	外国人労働者論	
ミクロ経済学 B	産業政策論	東南アジア経済論	
ゲーム理論	福祉経済論	開発経済学	
実験経済学	計量経済学実習	国際協力論	
複雑系経済学	労働経済	国際経済論	
計量経済学	流通経済論	国際貿易論	
統計理論	金融経済論	国際金融論	
政治経済思想	時系列分析	世界経済論	
必修科目			
前期研究指導 1 (博士コース (前期) 必修科目)		前期研究指導 2 (博士コース (前期) 必修科目)	
			
		修了論文指導 (修士コース必修科目)	

カリキュラムマップ（博士後期課程）

教育課程							
1年		2年		3年			
前期	後期	前期	後期	前期	後期		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">研究公正 B</div>							
応用科目							
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> ワークショップ研究 A（発展） ワークショップ研究 B（発展） 近代経済理論研究 マクロ経済学研究 A マクロ経済学研究 C 経済変動論研究 経済動学研究 ミクロ経済学研究 A ミクロ経済学研究 B ゲーム理論研究 実験経済学研究 複雑系経済学研究 計量経済学研究 統計理論研究 政治経済思想研究 社会思想史研究 現代資本主義論研究 経済学史研究 社会政策論研究 アジア経済史研究 西洋経済史研究 近代日本社会史研究 日本経済史研究 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 産業政策論研究 福祉経済論研究 計量経済学実習研究 労働経済研究 流通経済論研究 金融経済論研究 時系列分析研究 産業経済論研究 日本経済論研究 空間経済学研究 財政学研究 財政政策論研究 地方財政論研究 公共政策論研究 外国人労働者論研究 東南アジア経済論研究 開発経済学研究 国際協力論研究 国際経済論研究 国際貿易論研究 国際金融論研究 世界経済論研究 </td> </tr> </table>						ワークショップ研究 A（発展） ワークショップ研究 B（発展） 近代経済理論研究 マクロ経済学研究 A マクロ経済学研究 C 経済変動論研究 経済動学研究 ミクロ経済学研究 A ミクロ経済学研究 B ゲーム理論研究 実験経済学研究 複雑系経済学研究 計量経済学研究 統計理論研究 政治経済思想研究 社会思想史研究 現代資本主義論研究 経済学史研究 社会政策論研究 アジア経済史研究 西洋経済史研究 近代日本社会史研究 日本経済史研究	産業政策論研究 福祉経済論研究 計量経済学実習研究 労働経済研究 流通経済論研究 金融経済論研究 時系列分析研究 産業経済論研究 日本経済論研究 空間経済学研究 財政学研究 財政政策論研究 地方財政論研究 公共政策論研究 外国人労働者論研究 東南アジア経済論研究 開発経済学研究 国際協力論研究 国際経済論研究 国際貿易論研究 国際金融論研究 世界経済論研究
ワークショップ研究 A（発展） ワークショップ研究 B（発展） 近代経済理論研究 マクロ経済学研究 A マクロ経済学研究 C 経済変動論研究 経済動学研究 ミクロ経済学研究 A ミクロ経済学研究 B ゲーム理論研究 実験経済学研究 複雑系経済学研究 計量経済学研究 統計理論研究 政治経済思想研究 社会思想史研究 現代資本主義論研究 経済学史研究 社会政策論研究 アジア経済史研究 西洋経済史研究 近代日本社会史研究 日本経済史研究	産業政策論研究 福祉経済論研究 計量経済学実習研究 労働経済研究 流通経済論研究 金融経済論研究 時系列分析研究 産業経済論研究 日本経済論研究 空間経済学研究 財政学研究 財政政策論研究 地方財政論研究 公共政策論研究 外国人労働者論研究 東南アジア経済論研究 開発経済学研究 国際協力論研究 国際経済論研究 国際貿易論研究 国際金融論研究 世界経済論研究						
必修科目							
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">後期研究指導 1</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">後期研究指導 2</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">後期研究指導 3</div> </div>							

Ⅲ. 大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校 の学術研究に係る行動規範

令和3年12月8日制定

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「本学等」という。）は、本学等で行われる学術研究の信頼性及び公平性を確保することを目的として、本学等において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）及び本学等における研究活動の支援等に携わるすべての構成員（以下「構成員」という。）に対し、学術研究活動及び学術研究活動の支援等を遂行する上で求められる行動規範を日本学術会議「科学者の行動規範」（平成18年10月3日制定、平成25年1月25日改定）に準拠してここに定める。

なお、この行動規範に言う研究者とは、学生を含めて、本学等において研究活動に携わるすべての者を指す。

第1章 研究者の責務

（研究者の基本的責任）

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の姿勢）

- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、研究活動によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者）

- 3 研究者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 研究者は、社会に対して、自らが携わる学術研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（学術研究の利用の両義性）

- 6 研究者は、自らの学術研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施並びに成果の公表及び説明にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を周到に計画して選択する。

（研究グループの代表者の責務）

- 7 研究グループの代表者は、以下の責務を有する。また、研究グループ内のすべての研究者に本規範を周知し、本規範を逸脱することなく公正な研究が遂行できるようにする。

- ・ 研究実施や論文等の執筆・投稿の際の直接的に必要な確認
- ・ グループ内での確認体制の構築
- ・ グループ内における研究データの適切な取扱いと管理
- ・ グループ内の研究者が各自の能力を十分発揮できるような研究環境の整備

第2章 公正な研究

（研究活動）

- 8 研究者は、自らの学術研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿

って誠実に行動する。研究者は、研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また、これに加担・隠ぺい等を行わない。さらに、研究の実施や論文等の執筆・投稿等にあたり研究者が本来果たすべき確認等を怠った場合は、故意性の有無にかかわらず、不正行為の責任を負うべきものと認定されうることを自覚する。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

- 9 研究者は、責任ある学術研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に積極的かつ継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

- 10 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮するとともに、個人情報の管理には細心の注意を払う。また、動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 11 研究者は、他者の研究成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

第3章 社会の中の学術研究

(社会との対話)

- 12 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

- 13 研究者は、公共の福祉に資することを目的として学術研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する助言)

- 14 研究者は、政策立案・決定者に対して助言を行う際には、その知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

第4章 法令遵守等及び本学等の責務

(法令等の遵守)

- 15 研究者は、研究の実施、外部資金を含む研究費の使用等にあたっては、関係法令、関係省庁・学会の指針、本学等に適用される規程等を遵守する。

(差別の排除とハラスメントの防止)

- 16 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種・民族、性的指向・性自認、社会的身分、門地、思想・信条、宗教、障害等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

また、意図の有無にかかわらず、研究活動のなかでハラスメントが起り得ることを認識して、その防止に努める。

(利益相反)

- 17 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(環境・安全への配慮)

- 18 研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（劇毒物、放射性同位元素、外来生物、遺伝子組換え生物等）を取り扱う場合には、関係法令、関係省庁・学会の指針、本学等に適用される規程等を遵守する。

(本学等の責務)

- 19 本学等は、以下の取り組みにより、研究の公正を確立・維持し不正を防止する管理・統括の責務を有する。

- ・ 研究倫理の確立
- ・ 研究者倫理の向上
- ・ 研究環境の整備
- ・ 研究におけるコンプライアンスの確立
- ・ 不正行為に対する適切な対応

(構成員の責務)

- 20 構成員は、研究者とともに本学等の研究活動の推進を担うという責任を自覚し、関係法令、本規範並びに本学等に適用される規程等を遵守し、本学等における研究活動の支援等を適切に行う責務を有する。また、研究の公正を実現し不正を防止するために必要な教育啓発に取り組む責務を有するとともに、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為に加担・隠ぺい等を行わない。

附則

- 1 この規範は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人大阪定款附則第2項の規定に基づき、大阪府立大学及び大阪市立大学が存続する期間においては、この行動規範における「大阪公立大学」を「大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学」と読み替える。

* 大阪公立大学キャンパス MAP <https://www.omu.ac.jp/about/campus/>

杉本キャンパス



* 経済学研究科 Web サイト <https://www.omu.ac.jp/econ/>



大阪公立大学大学院 経済学研究科

教育推進課

TEL 06-6605-2251(直通)

FAX 06-6605-3065

<https://www.omu.ac.jp/>